



解明!

犯罪対策

～社会安全政策入門～

第3回

新しい犯罪対策 ～被害者と犯罪予防

警察大学校警察政策研究センター所長 田中法昌

「…というわけで、猿がネズミのチーズを盗んだと分かったのさ」犬が断言した。「俺はやってないぜ」と猿は顔まで真っ赤にして言う。「でもチーズを食べているところを見られたんだろう」と追及する狐。「ちゃんと証明されるまでは無罪なんだぜ」と弁護するのは狸。「たとえ百人の犯罪者を逃しても一人の無実の者を罰してはいかんのじゃ。これは昔習ったことでな」と裁判官役のフクロウ。

猿が犯人なのか違うのか。いつまでたっても議論は終わらない。

「…すみません」小さな声が下の方から聞こえた。「あのチーズが盗まれてしまったので、食べ物がないのです。誰か助けてもらえませんか。」赤ちゃんを抱えたネズミの奥さんだった。

1 被害者を出さないための犯罪対策

(1) 人権保障から疎外されていた被害者

私の大学時代、刑事訴訟法の授業は、司法手続、特に被疑者の権利保障についての講義が主体でした。「黙秘権の保障」「たとえ百人の罪ある者を逃しても一人の無辜を罰してはならない」など、教室で聴くと、どれも国民の人権を守るためには全く当たり前のことのように思えました。

ところが、警察署で現実の事件を担当し犯罪被害に直面するにつれて、疑問をもつようになったのです。「黙秘権は本当に絶対的なものなのだろうか?」やましいところがあるから黙っている、と考えてなぜ悪いのか。「えん罪を防ぐためとはいえ、百人の犯罪者を逃しても良いのだろうか?」さらに何倍もの犯罪を増やすことになってしまうのではないか。

実は、英国では10年以上前から、取調べにおいて被疑者が黙秘していればそれを不利に（すなわち有罪の証拠として）推定することができると法定されたのです。結果的には、供述をしないことで被疑者が不利益を被るわけですから、黙秘権は実質的に縮小されたといえます。捜査機関からすれば被疑者の供述を取りやすくなっているのです。日本では残念ながらもまだこのような立法措置は採られていませんが、私の感じた疑問（供述を物理的に強制するのは人権侵害だが、供述を拒否する者には、事実上の不利益があってもよいのではないか）があながち間違っていたわけではないことが分かります。

「百人の罪ある者を逃しても…」については、被疑者の人権のみにとらわれ、凶悪な犯罪者が逃れることによってどれほどの被害が新たに生じ、国民の安全を損ねるかを考えない暴論であることは明白ですね。

刑事訴訟法をみても、第1条では「公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ」と規定し、被疑者、被害者を問わず個人の人権保障をうたっているようにみえます。しかしながら、従来の刑事法学者は、「公権力（＝警察、検察など）と捜査対象となる被疑者の対立」という二項対立的な理解の下、いかにして被疑者の権利を守るかに腐心してきたのです。すなわち、殺人事件などが発生し、その犯人と目される者（容疑者、被疑者、被告人）が発見されることを前提に、その者が捜査機関などの公的機関によって人権を侵害されないようにすることに学問の重点があり、犯罪による被害の発生、被害者の存在は考慮の対象外だったといえます。

一方、犯罪学とはいえば、犯罪者を更生させて再犯を防止することに専ら関心があり、被害者の立場に立って犯罪の予防を研究することはまれだったのです。

刑事法の大家といわれる人が、えん罪を防ぐためなら百人の罪ある者を逃しても良い等と本気で考えていたのも、このような前提があったからです。犯罪の被害者の実態を知り、被害者をいかに少なくするかという視点はなく、被害者は刑事手続における人権保障から疎外されていたといえましょう。

その結果、被害者の置かれた立場と被疑者のそれとは、大きな違いが生じました。被疑者は逮捕されても食事代から医療費までタダ。弁護士費用も国費です。ところが、被害者は、身体・財産などへの一次的な被害（なかには事件後相当の期間、持続的に精神的・身体的被害が続くこともある）に加え、捜査・訴訟手続、マスコミの取材などによる二次被害に苦しみ、治療費・訴訟費用をはじめ犯罪被害によって職を失った時などの経済支援も少なかったのです。平成12年度の調査によれば、加害者に使われる税金は400億円以上なのに対して被害者に使われる税金は犯罪被害者給付金を入れても6億円足らずだったといえます。あまりにも不公平で一般人の正義感覚に反するような状態が続いてい

たことが分かります。

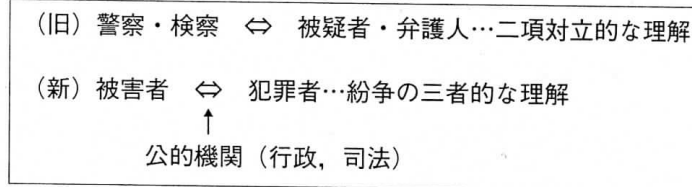
ここで警察法をみてみましょう。第2条では、「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ…公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。」と規定しています。被害者の生命、身体及び財産を保護すること、すなわち被害者支援は、警察の本来の責務としてとらえられているのではないのでしょうか。

(2) 被害者支援の進展

このような状況が大きく変化したのは、平成12年にいわゆる犯罪被害者保護二法の改正、制定と少年法改正が行われた頃からです。

それまでも、警察庁が主管する犯罪被害給付制度による金銭的な支援や警察、検察による被害者への情報提供など被害者に対する支援は徐々に充実してきたのですが、刑事法の世界での「被害者の疎外」状況を変えたのはこの時といえましょう。

まず、被害者の公判廷での保護対策として、被害者への付添い、被疑者からの遮蔽措置・ビデオによる証言などが認められました。さらに、公判記録などの閲覧、公判の傍聴、公判における被害者としての意見の陳述なども認められたのです。特に、被疑者の更生を第一としてきた少年法の世界においても、被害者への通知や意見の聴取など極めて限定的ではありますが、被害者の権利を認めることとなったのは、画期的なことでしょう。これに加えて、平成20年からは犯罪被害者・遺族が刑事裁判で被告人質問・証人尋問や求刑の意見を述べることができる「被害者参加制度」が実施されることになっています。このように刑事訴訟の世界でも被害者のアクセス権が認められたのは、これまでの「権力対被疑者」という二項対立的な理解から、被害者、被疑者、公権力の三者のバランスの中で司法手続を考え、運営していくという三者的な理解へと世の中の考え方が変化していったからだといえましょう（図参照）。犯人中心の対策から犯罪の3要素全体への対策へと犯罪対策が変化したこととの共通性を感じます。



図

では、このような被害者支援の大幅な進展はなぜ可能になったのでしょうか。それは、政府としての総合的な対策検討と実行の場が設置されたことによるも

のです。

まず、平成11年には犯罪被害者対策関係省庁連絡会議が設置され、警察、法務省の行う対策に加え、労働省による就労あっせん、厚生省による医療サービス、文部省による被害児童生徒のケアなど幅広い多様な施策が検討されるようになったのです。そして、平成16年には「犯罪被害者等基本法」が制定され、この法に基づき、平成17年12月には「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。ここでは、経済支援、被害回復支援、刑事手続への参加などの施策が列挙され、年次計画によって各省庁が対策を進展させていくこととしています。

この「対策を総合的に進展させていく仕組み」が重要なのです。実は、犯罪対策でも同様な仕組みが作られ効果を上げています。

(3) 最良の被害者支援とは～新しい犯罪対策へ

さて、このように被害者の支援が充実したのは良いことですが、いかに事後の支援を十分に行ったとしても、過去に帰って被害自体がなくなるわけではありません。死んだ人が帰ってくることはないのです。

このように考えると、最良の被害者支援は「犯罪を起こさないこと」、すなわち犯罪予防対策だということが分かりますね。事後の犯罪被害者の支援は大切ですが、事前の犯罪防止が完全ならばそもそも犯罪被害者は存在しないわけです。いかに犯罪を起こさせないようにするか。犯罪被害を量的、質的にいかに軽減させるか。これが、ちょうど犯罪被害者支援が注目されるのと時を同じくして盛んになった、新しい犯罪対策の基本的な考えです。

2 新しい犯罪対策

(1) 英国での変革

ロンドン警視庁（スコットランドヤード）では、古くから「先ず犯罪を防止せよ。それに失敗したら捜査せよ」といわれているそうです。たとえ犯罪の事実を解明し犯人を捕まえたところで、犯罪の被害が消えてなくなることはありません。被害者を作り出さないことこそ警察の第一の任務だということでしょう。

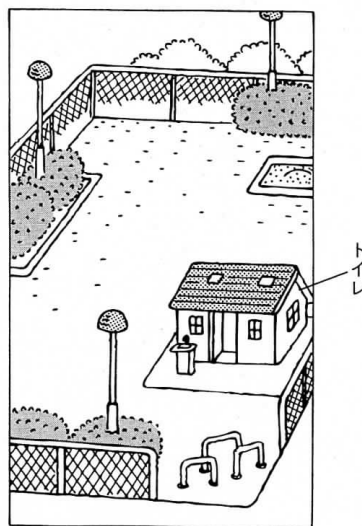
犯罪の激増に悩んだ1970年代の英国では、それまでの被疑者への刑事罰・矯正中心の犯罪対策の効果に大きな疑問が抱かれるようになりました。そこで、この古くからの理念が見直されることになったのです。

犯罪が発生してからの対策ではなく、犯罪の予防を重視する。「事後処罰から事前予防へ」と大きく犯罪対策のパラダイムが転換していきました。「犯人」ではなく「環境」「潜在的被害者」に対する犯罪予防対策が90年代にかけて大きく発展していったのです。その具体的な内容としては、

- ・犯罪の起きにくいマンションや公園の設計（CPTED）～建物などの設計段階から見通しや照明を工夫することにより、暴力的な犯罪、窃盗などが起こりにくい環境とする。
- ・被害者側の防御の強化（アクセスコントロール）～建物のカギを強化し、窓などを侵入しにくい構造、材質とすることで侵入犯罪を防止する。
- ・防犯カメラ（CCTV）～録画式のカメラにより、犯罪発生を抑止し、犯人検挙容易化を通じて再犯を防止する。
- ・近隣見守り活動（neighborhood watch）～小さな共同体単位の見守り、監視活動を強化することで犯罪者の侵入を防止する。
- ・自治体主導の多面的対策（多機関協働）～さまざまな行政機関が総合的な犯罪防止活動のため協力する。
- ・行政と住民の協力による活動（コミュニティポリシング）～犯罪防止を住民と行政が協力して行う。



犯罪の起きやすい公園



犯罪の起きにくい公園

などが挙げられます。犯罪の起こる環境面、被害者側に注目した対策（「状況的犯罪予防」といいます）と住民主導の対策（「パートナーシップ」、参加型犯罪予防といえれば分かりやすいでしょう）であることが注目されますね。

(2) 米国における新たな対策の進展

犯罪の増加に悩むアメリカでも、従来の司法制度を通じた犯罪対策への失望が広がっていました。「犯罪者を検挙して刑務所に入れても何も変わらない」

という認識が一般化したのです。また、重罰化は拘束期間中の犯罪予防にはなりますが、刑務所などの運営には莫大なコスト負担が必要になることも明らかになりました。犯罪の事前予防のための対策が探求されるようになったのです。

その頃、犯罪王国といわれたニューヨークにあるハンバーガーショップの従業員たちが、周辺の清掃活動を始めました。犯罪の多発に対し、何か自分でできることをしようと考えたといいます。彼らの活動は、やがて路上だけでなく地下鉄などのパトロールへと発展し、地域の犯罪抑止に大きく貢献することとなったのです。これが、「ガーディアンエンジェルス」の始まりです。彼らの活動は、地域の秩序を取り戻しただけでなく、地域住民の一体感をはぐくむことにもなりました。そのモットーは、「DEAR TO CARE」、すなわち「知らん振りはやめて助け合おう」というものです。ゴミのポイ捨てや落書き、無賃乗車のような犯罪とはいえないものや微罪であっても、自分たちの問題として対処していく、それが人々の自分の地域への関心を強め、やがてはコミュニティ全体の犯罪抑止力に繋がるということでしょう。

このような実践活動を元に次のような理論が提唱されました。

- ・割れ窓理論～割れた窓のような無秩序な環境を放置することが窃盗等の犯罪を助長する、として住民参加で環境の浄化を行う。
- ・ゼロトレランス～小さな違法行為の段階でも、指導、警告、検挙などの対応を行い、違法状態の蔓延を防止する（日本でも教育の現場で実行されるようになってきました）。

(3) 新しい犯罪対策の特徴

ここで注意してほしいのは、これまで述べた英米の施策は、

- ・コミュニティの住民主導による官民協働の犯罪防止
- ・多機関の連携による総合的対策
- ・被害防止を重視した状況的犯罪予防

を基礎としており、官（特に警察）を主体としたこれまでの犯罪対策とは、根本的に異なるものだということです。

このような対策を参考に進展してきた日本の新しい犯罪対策については、次号で説明します。

〈参考図書〉

- ・少年犯罪被害者遺族 中公新書ラクレ：藤井誠二
- ・犯罪はこの場所で起こる 光文社新書：小宮信夫
- ・1990年代が直面する犯罪予防 警察学論集第46巻12号：守山正
- ・ガーディアンエンジェルスホームページ

（たなか・のりまさ）